

富加町マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要綱

平成 27 年 9 月 1 日

富加町告示第 22 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、富加町マスコットキャラクター「とみぱん」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)の貸出しに関し、その適切な取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 着ぐるみの貸出しの対象者は、町内に在住又は在勤する個人及び町内に住所を有する団体、法人であって、まちのPR、活性化を目的に着ぐるみを使用する者、その他町長が適当と認める者とする。

(貸出し)

第3条 町長は、町の業務に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみの貸出しを行うものとする。

(貸出許可申請)

第4条 着ぐるみの貸出しを希望する者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、とみぱん着ぐるみ貸出許可申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して町長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1)使用する内容が分かる企画書又は広告等の原稿
- (2)その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請書は、着ぐるみの貸出しを希望する日

の3月前から3日前までの間において提出しなければならない。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りではない。

(使用の許可)

第5条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容について審査し、相当と認める場合は、着ぐるみの貸出しを許可するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出しを許可しないものとする。

(1)本町の信用又は品位を害するおそれがあると認めるとき。

(2)特定の政治、宗教、思想等の活動に利用しようとするとき。

(3)公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(4)とみぱんのイメージを損なうおそれがあるとき。

(5)着ぐるみを破損させ、又は汚損させるおそれがあるとき。

(6)前各号に定めるときのほか、町長が着ぐるみの貸出しを適当でないと認めたとき。

2 町長は、前項の規定により着ぐるみの貸出しを許可するときは、とみぱん着ぐるみ貸出許可書（別記様式第2号）により、貸出を許可しないときは、とみぱん着ぐるみ貸出却下通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により着ぐるみの貸出しを許

可する場合において、必要な条件を付すことができるものとする。

(貸出期間)

第6条 着ぐるみの貸出期間は、貸出しをした日から5日以内とする。

(貸出料)

第7条 着ぐるみの貸出料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 着ぐるみの貸出許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用に際して次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)許可された目的のみに使用すること。

(2)貸出し期間を遵守すること。

(3)その他町長の指示する条件に従って使用すること。

(貸出しの中止等)

第9条 町長は、使用者がこの要綱及び許可の条件に違反していると認めるときは、当該使用者に対して着ぐるみの貸出しを中止するものとし、当該使用者の以後の貸出しを許可しないものとする。

(返却及び実施報告)

第10条 使用者は、着ぐるみの使用が終わったときは、速やかに着ぐるみを町に返却するとともに、とみぱん着ぐるみ使用実績報告書（別記様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(原状回復)

第11条 使用者は、原則、借受けた着ぐるみを破損し、又は汚損した場合は、当該使用者の責任及び負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定は、使用者が町に着ぐるみを返却する際、町長が着ぐるみの補修又はクリーニングが必要と判断した場合も同様とする。

(免責)

第12条 町長は、着ぐるみの貸出しにより使用者が被った損害及び使用者の着ぐるみの使用により第三者が被った損害については、損害賠償、その他の法律上の責任を一切負わない。

(庶務)

第13条 着ぐるみの貸出しに関する庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この告示は、平成 27 年 9 月 10 日から施行する。